

土浦市告示第 3 7 2 号

土浦市新型コロナウイルス感染症 P C R 検査等実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、国実施要綱（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（令和 2 年度予備費分）の実施について（令和 2 年 9 月 1 5 日付け老発 0 9 1 5 第 1 号厚生労働省老健局長通知）別紙令和 2 年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（令和 2 年度予備費分）実施要綱をいう。第 3 条において同じ。）に基づき、市長が行う新型コロナウイルス感染症に係る P C R 検査及び抗原定量検査（以下「P C R 検査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第 2 条 市長は、P C R 検査等の実施を医療機関に委託して行うものとする。

(公費負担対象者)

第 3 条 P C R 検査等の実施において、市の公費負担を受けることができる者（以下「公費負担対象者」という。）は、P C R 検査等を受ける日において市内に住所を有する者であって、国実施要綱第 3 項第 2 号に規定する検査対象者とする。ただし、行政検査の対象となった者を除く。

(P C R 検査等に要する費用負担等)

第 4 条 P C R 検査等の実施に要する費用に対する公費負担の額及び公費負担対象者の負担する額は、別表に定めるとおりとする。

2 P C R 検査等を受けることができる回数は、P C R 検査又は抗原定量検査のいずれかについて 1 回とする。

(受診券)

第 5 条 P C R 検査等を受けようとする公費負担対象者（以下この条において「検査希望者」という。）は、土浦市新型コロナウイルス感染症 P C R 検査等受診券交付申請書（別記様式）により、令和 3 年 3 月 1 8 日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、P C R 検査等に係る受診券（以下この条において「受診券」という。）を検査希望者に交付するものとする。

3 受診券の有効期限は、令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

4 検査希望者は、PCR検査等を受けようとするときは、受診券を第2条の規定による委託を受けた医療機関に提出するものとする。

5 前項の医療機関は、検査希望者から提出された受診券を1か月ごとに取りまとめ、別に定める日までに市長に提出するものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、PCR検査等の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

| PCR検査等の種別 | 公費負担の額 | 公費負担対象者の負担する額 |
|-----------|---------|---------------|
| PCR検査 | 20,000円 | 3,000円 |
| 抗原定量検査 | 7,500円 | 2,000円 |